

学校で予防すべき感染症および出席停止期間の基準

令和5年5月8日施行

	感染症の種類	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコ ロナウイルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した 後1日を経過するまで
	インフルエンザ （鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 （幼児は3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日 間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症 感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、 ヘルパンギーナ、溶連菌感染症、 手足口病、伝染性紅斑、 ウイルス性肝炎など	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで

なお、第1種および第2種の感染症については、以下の場合も出席停止とすることができるとされています。

- ①第1種もしくは第2種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者につい
ては、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ②第1種または第2種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、
学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ③第1種または第2種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見
を聞いて適当と認める期間

<参考>

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 令和5年4月28日公布、5月8日施行 文部科学省令第22号）